

ウイルス性（B型・C型）の 肝がん・重度肝硬変の 治療を受けている方へ

熊本県では、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がんや重度肝硬変について対象医療（入院や特定の外来）に係る費用の一部を助成する制度があります。

助成対象となる方

- ・熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ・公的医療保険に加入している方（国民健康保険など）
- ・過去2年以内に、対象医療（裏面に記載）で高額療養費算定基準額を超える月が1か月以上ある方
- ・所得要件を満たす方⇒

※65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している方のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている方も含みます。

年収	医療保険の限度額認定証の所得額区分	
約370万円以下	70歳未満	エ、オ
	70～75歳未満	2割負担の者
	75歳以上	1割、又は2割負担の者

認定後の指定医療機関・保険薬局での支払いイメージ

過去2年以内に対象医療（裏面に記載）の
高額療養費算定基準額を超える月が1か月以上あり、
当月の対象医療が高額療養費算定基準額を超える場合

助成を受けるためには
県の認定が必要です。
まずご相談ください！

◇入院医療費

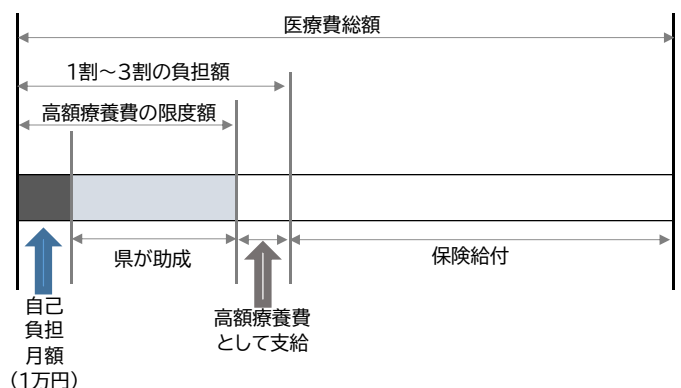
窓口に参加者証を提示すると
支払額が1万円となります。

◇外来医療費

窓口で自己負担額
（1～3割）を支払い後、
**県に償還払いの手続きを行って
ください。**

1万円と高額療養費の限度額
との差額を県がお支払いします。

助成金額のイメージ



対象医療

- ・ 肝がん、重度肝硬変に係る入院医療費
- ・ 肝がんの分子標的薬等を用いた外来医療

詳しくは県庁HP
を御覧ください。



※対象医療が高額療養費の算定基準額を超えている必要があります。

対象となる医療機関・薬局

- ・ 県が指定した医療機関（熊本県内に29か所 令和7年5月現在）
- ・ すべての保険薬局

申請手続き・申請先

- ・ 下記の申請書類一式を熊本県庁健康危機管理課へ郵送又は持参してください。
（住所地を管轄する保健所への持参も可）

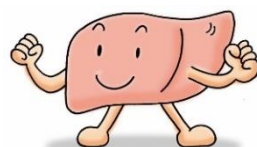
送付先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

申請書類

- 【全員】 1 参加者証交付申請書
2 臨床個人票及び同意書
3 医療記録票の写し
4 健康保険証の写し（高齢受給者証がある場合はその写しが必要です。）
※マイナ保険証の方は「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又は
マイナポータルの「資格情報画面」等
（県庁・保健所には、マイナ保険証を読み取る機械はありませんので、御準備をお願いします。）
5 所得区分照会に係る同意書
6 肝炎治療受給者証の写し（お持ちの方のみ）

- 【70歳未満の場合】 【70歳以上で所得区分が非課税の場合】
7 住民票の写し（コピー不可）
8 限度額適用認定証等の写し

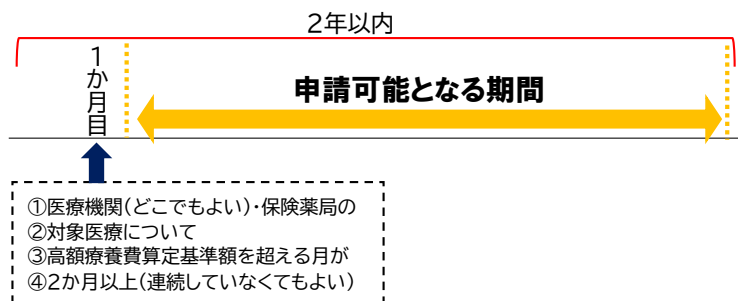
- 【70歳以上で所得区分が一般の場合】
7 世帯全員の住民票の写し（コピー不可）
8 世帯全員の課税証明書



熊本県マスコット
カンゾーくん

申請可能な時期について

過去2年以内に対象医療の
高額療養費の算定基準額を
超える月が1か月となつた
ら申請可能となります。



【お問合せ先】 熊本県健康福祉部 健康危機管理課

☎096-333-2783